

## 秋田市飲食店応援クーポン発行業務委託仕様書

### 1 業務名 秋田市飲食店応援クーポン発行業務委託

### 2 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の観光振興において観光客のおもてなしの中核的な役割を担う飲食店が大きな打撃を受けていることから、飲食店を支援するとともに、本市における消費を喚起・下支えし、感染症収束後の交流人口の復活を図るため、プレミアム付きの「秋田市飲食店応援クーポン（以下「クーポン」という。）」を発行するものである。

### 3 業務の履行場所および委託期間

- (1) 履行場所 秋田市内
- (2) 委託期間 契約締結の翌日から令和3年3月15日まで

### 4 事業概要

- (1) 発行総額 2,000,000,000円（うちプレミアム分1,000,000,000円）
- (2) 発行数 200,000セット
- (3) 販売単位 1セット10,000円分のクーポンを5,000円で販売  
※1セット（1,000円券10枚）
- (4) 対象者 市内在住者
- (5) 購入上限 1人2セットまで
- (6) 申込期間 令和2年8月17日（月）から8月28日（金）まで
- (7) 抽 選 申込数が発行数を超えた場合は申込期間終了後に抽選  
※発行数に満たない場合は申込期間を延長し随時発行
- (8) 販売期間 令和2年9月7日（月）から11月30日（月）まで
- (9) 利用期間 令和2年9月15日（火）から令和3年2月28日（日）まで

### 5 クーポン取扱飲食店（以下「取扱飲食店」という。）の対象要件

- (1) 市内で飲食店の店舗営業をしていること
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応として感染拡大を予防する取組を実施していること

### 6 業務内容

- (1) クーポンの作成、管理、募集に関する業務  
ア クーポン（紙）のデザイン作成、印刷（偽造防止対策を施すこと）、販売方法の調整、販売窓口への配送等

- イ クーポン（紙）の在庫および発行状況等の管理
- ウ クーポン（紙）の申込受付、クーポン引換券交付、受付システムの構築および保守管理
- エ クーポン（電子）のデザイン作成
- オ クーポン（電子）の申込受付、抽選結果送信、購入、クレジット決済、発行などを管理するシステムの構築および保守管理
- カ クーポンについての留意事項
  - (ア) 取扱飲食店において利用期間内に限り利用可能とする。  
※県発行の「秋田県プレミアム飲食券」との併用を可とする。
  - (イ) 発券後の返品には応じないこととする。
  - (ウ) 現金との引換えには応じないこととする。
  - (エ) 利用時の釣銭は出さないこととする。
  - (オ) 盗難・紛失又は偽造、模造等に対して、市は責を負わないものとする。
- (2) 取扱飲食店の募集および運用管理業務
  - ア 取扱飲食店の募集および登録情報の管理等  
※申込時に不正使用をしない等の誓約書を提出させること。
  - イ 取扱飲食店用マニュアルの作成、配送等
  - ウ 取扱飲食店に掲示するステッカー等の作成、配布等
  - エ 取扱飲食店で利用されたクーポンの回収
- (3) クーポン引換窓口（以下「引換窓口」という。）の設置および調整
  - ア 市民がクーポンを引換えできる引換窓口の市内全域への設置  
※土日祝日および夜間等も引換えができるよう考慮すること。
  - イ 引換窓口での円滑かつ効率的なクーポン発券業務の構築  
※二重発券等の防止をシステム内で管理できるようにするほか、クーポンは現金と同様に取り扱うこととし、万全のセキュリティ対策を講じること。
  - ウ 引換窓口用マニュアルの作成、配送等
  - エ 引換窓口の運営に係る指導および連絡調整
  - オ 売上金および回収したクーポン引換券の管理
- (4) 広告宣伝業務
  - 次の媒体等を活用して広告宣伝を図ることとし、広告の回数やチラシ等の作成枚数等については、別途協議して決定する。
  - ア ウェブサイトの構築および保守管理  
※構築および保守管理にあたっては、SEO対策をするなど、検索エンジンで上位表示されるような構成に努めること。
  - イ 取扱飲食店用のPRツールの作成
  - ウ YouTube 広告
  - エ ポスターおよびチラシの作成、印刷、配布等

オ 複数の媒体等を活用した取扱飲食店一覧の周知

カ その他効果的な広告宣伝手法の検討

(5) 精算および報告に関する業務

ア クーポン精算データの作成および取扱飲食店への速やかな入金  
※利用日から遅くとも1週間程度で入金することができ、取扱飲食店に負担のない精算の仕組みを構築すること。

イ 経済波及効果の測定

ウ 報告書の作成（事業終了時以外の随時の報告要求にも応じること）

(6) 秋田市飲食店応援クーポン事務局の設置および運営等

クーポン引換券の発行や精算のほか、クーポン利用者、取扱飲食店および引換窓口等との円滑な調整を図るため、秋田市飲食店応援クーポン事務局を設置し、以下の業務等を行う。

ア 申込者、取扱飲食店の情報の管理

イ 引換券の発行およびクーポンの精算業務

ウ 取扱飲食店および引換窓口との連絡調整

エ その他関連する業務

オ 一般市民および取扱飲食店等の問合せ対応のためのコールセンターの設置

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、市の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 市は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て市に帰属する。

イ 受託者は、市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、市が出願者となって費用を負担し、登録する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。

8 業務進行に伴う条件等

(1) 打合せについて

受託者は、市が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整え、業務管理責任者が必ず同席することとする。

また、業務実施手法等については、市との打合せにより最終決定することとする。

(2) その他

本業務に係る一切の必要経費は受託者の負担とし、委託費の範囲内で実施するものとする。

また、この仕様書に定めのない事項については、市と協議の上決定する。